

第一回船舶内工務・作業に関する事故防止対策検討委員会 議事概要

1. 日 時：平成21年9月8日（火）14：00～16：30
2. 場 所：合同庁舎第2号館 15F 海事局会議室
3. 出席者：渡邊豊東京海洋大学教授（座長）、酒井一博（財）労働科学研究所長、板垣晴彦（独）労働安全衛生総合研究所上席研究員 他名簿（公表済み）記載の各団体代表者、厚生労働省労働基準局衛生部安全課、国土交通省海事局安全環境政策課（等）
4. 議事概要：

○海事局次長、渡邊座長（東京海洋大学）より、ご挨拶。

（次長）海上に停泊、接岸している船舶内においては、閉囲空間、各種積荷、船体動揺等働く場としての船舶の特殊性や、作業関係者が多岐にわたる状況下での情報共有の難しさがあり、国交省海事局としては海事産業の発展にとっても船舶における安全確保は重要な課題。それは船員に限らないため厚生労働省からもご参加頂いているところ、委員の皆様にはご活発・忌憚のないご意見を頂き、成果をとりまとめ、「作業現場」としての船舶の安全確保に努めたい。

（座長）船舶内の工務・作業については委託方法等がかなり複雑化し、関連業者も大幅に増えていると感じている。関係者にはしっかりとした教育等が必要。船員災害の分野などの知見を活用し、国民の皆様のお役に立つようにしたい。

○事務局より、船舶内工務・作業に関する事故の事例、既存の船員災害防止規程等についてご説明。

〔各委員からのご意見等〕

○船舶のみならず陸上でも酸欠や爆発事故等、同じような事故が起きているので、船舶を独立して考えるのではなく、連携を取って検討を進める必要がある。

○港湾荷役作業の安全性や、船舶の荷役機器の安全性は重要な課題。

○事故が根絶するという事もないと考えるので、できればこうした検討委員会は常設としたらいかがか。

○これだけの関係者が集まってもなかなか一括りにはまとまらないのではないか。ワーキングや分科会形式や、順次にアプローチする方式等を検討する必要。

○事故防止マニュアルの整備については、字面のみでは周知に限界があるのでイラスト、色づけ等によるインパクトが必要。

○船舶の特殊な環境を良く知らない作業員が乗船して作業を行う場合の事故が最も問題。特殊環境により、酸欠、高所作業中の事故、溶接中の事故等が起こってしまう。

○このような検討会が開催されたことは非常に有意義だが、対象が幅広すぎるくらい。検討会の対象作業や事故をしぼるべき。

○タンカー内での作業はほとんど乗組員が行うこととしており、陸上の作業員が行う作業は主に外側の修理のみである。

○陸上の修理業者等が作業を行う際の、本船とのコミュニケーションの取り方や、作業責任者の権限が重要な問題。

○（厚生労働省）法に基づいて、爆発、酸欠、クレーン高所作業等について、事業者に対して規制や指導を行っている。船舶という特殊環境や関係者が多岐に及ぶ特殊性にかんがみ、国土交通省とともにこのような検討を行ってまいりたい。

〔その他〕

○事務局より各委員に対し、既存の安全対策等の調査の依頼を行った。

○第2回会合の開催目途は、10月下旬。